

## **[事案 24-9] がん入院給付金支払請求**

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

肺がんにて入院し、手術後経過良好につき退院したが、2 日後に食欲不振、体動困難となり再入院した。その後、がん入院給付金を請求したところ、第 2 回入院については、支払非該当とされたことを不服として、支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

左肺摘出手術のため、平成 23 年 10 月 12 日～26 日（第 1 回入院）と、10 月 28 日～11 月 30 日（第 2 回入院）の 2 回入院をしたので、がん入院給付金を請求したところ、第 2 回入院分については「がんの治療を直接の目的とした入院ではない」として不支払となった（第 1 回入院分は支払済）。

下記の理由により、第 2 回入院分についても、がん入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 2 回の入院いずれにおいても、提出した診断書には「左下葉肺がん」であると記されており、第 2 回入院の原因も第 1 回入院と同様に「左下葉肺がん」であって、がんの入院である。
- (2) 第 1 回入院の退院を一時帰宅ととらえ、第 1 回入院と第 2 回入院を継続した入院と認めるべきである。
- (3) 他の保険会社はいずれも第 2 回入院分も支払った。

### **<保険会社の主張>**

第 2 回の入院は、食欲不振、体動困難の症状に対する保存的治療を目的とするものであり、かつ、がんに対する直接的な治療は全く行われていないこと等から、がん入院給付金の支払事由として約款に規定する「がんの治療を直接の目的とする入院」には該当しないため、申立人の請求には応じられない。なお、第 1 回入院と第 2 回入院は、時間的にも医療手続き上からも断絶しており、継続した入院には該当しない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した結果、下記のとおり、第 2 回入院を、「がんの治療を直接の目的とする入院」と認定することはできず、第 1 回入院と第 2 回入院とを、継続した一つの入院と解することも困難であり、結局、第 2 回入院は、がん入院給付金の支払事由を満たしていないと言わざるを得ないこと、他の保険会社が支払いに応じたとしても、それは各社の判断によるものであり、本件の結論に影響を及ぼすものではないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立契約に適用される保険約款では「がん入院給付金」の支払事由を、「(1) その被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること」、  
「(2) その入院が別表 3 に定める病院または診療所における別表 4 に定める入院である

こと」の、全てを満たす入院をしたときと規定している。よって、本件の争点は、第2回入院が、がんの治療を直接の目的とする入院に該当するか否かということになる。

- (2) 第1回入院の「退院証明書」によれば、平成23年10月26日に（一時帰宅ではなく）「退院」とされており、また、診断書によれば、同月14日の左肺全摘術の施行以後、経過良好だったため退院となっている。
- (3) 診断書によれば、上記退院後、食欲不振、体動困難となったため、同月28日からの第2回入院に至っている。
- (4) 第1回入院中の、同月14日に施行された左肺全摘術の手術根治度は「根治」とされており、術後、化学療法や放射線治療は施行されていない。
- (5) 第2回入院中には、悪性腫瘍を直接の適応症とした、化学、放射線、その他局所療法等は施行されていない。また、第2回入院期間中、悪性新生物の治療を直接の目的とした療養のために入院管理を要した期間はない。